

# 資料 1 (参考)

## ① 取組方針関連

農作業安全確認運動の展開について

## ② 安全フレーム等関連

- ・ 安全フレーム、安全キャブ付きトラクターを使用し、シートベルト・ヘルメット着用を徹底しましょう！
- ・ 農業機械安全性向上対策強化事業

## ③ 灯火器設置等関連

- ・ 農作業機付き農耕トラクタの公道走行について
- ・ 作業機をけん引するトラクターの公道走行の運用見直し（規制緩和）について

## ④ 大型特殊免許取得機会の拡大関連

農業機械の安全取扱技術の向上支援

## ⑤ G A P 関連

G A P 拡大の推進

## ⑥ 安全指導・都道府県支援関連

農作業安全の推進



元生産第1581号  
令和2年1月30日

関係機関の長 殿

農林水産省生産局長

令和2年春の農作業安全確認運動の実施について

近年、農業就業人口が減少する中、農作業死亡事故者数は300人以上で推移している状況であることから、事故件数を減少させることが喫緊の課題となっており、農作業事故防止に向けた対策の強化を図る必要があります。

このため、春作業が行われる3～5月を重点期間として、別添のとおり、全国の関係機関の協力の下、春の農作業安全確認運動を実施します。

ついては、本運動が農業現場へ確実に浸透し、農作業事故を減少させる取組が着実に実施されるよう、本運動の実施に御協力いただくとともに、貴職より貴下関係機関に対し協力を要請していただきますようお願いいたします。

また、運動の開始にあたり、本年の取組方針等を議論する農作業安全確認運動推進会議を別紙のとおり開催しますので、貴団体からの出席につき御配慮いただきますようお願いいたします。



## 農作業安全確認運動の展開について

3年後の令和4年の農業機械作業に係る死亡者数（平成29年：211件）の半減を目標に、令和2年からの3年間を集中対策期間とするとともに、毎年春（3～5月）と秋（9～10月）に重点期間を設定して、農業機械作業安全に係る各種の運動を展開する。

### 1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国で一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

#### (1) 重点推進テーマ

「見直そう！農業機械作業の安全対策」

農作業死亡事故の更なる減少を実現するためには、安全意識の向上や安全行動の呼びかけに加え、特に死亡事故が多発している農業機械作業について安全対策を農業者個人及び地域全体で強化することが重要である。

そこで、令和元年以降、作業機付きトラクターの公道走行が可能となり、農業者が農業機械の灯火器類の確認等を行う機会が増加するタイミングと合わせて、農業機械作業の安全対策を見直す運動を全国的に展開することとする。

特に、乗用型の農業機械作業におけるシートベルト・ヘルメットの着用徹底により、転落・転倒死亡事故（約90件）の大幅減少を目指す。

#### (2) 取組内容

この春の農作業安全確認運動期間においては、以下の取組を推進する。

##### ① 重点推進テーマに基づいた推進活動

(ア) 全国的に特に死亡事故が多く発生している乗用型トラクターについて、作業機を付けた状態で公道走行する際に必要となる灯火器設置等の対応を周知するとともに、安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターの所有者にはこれらの追加装備や買い替え等の対策を呼びかける。

(イ) 農業機械の整備不良を要因とした農作業事故を防止する観点から、現場における農業機械の日常的・定期的な点検・整備の励行を促す。

(ウ) 乗用型トラクターの安全フレーム等の効果を発現するため、乗車時のシートベルト・ヘルメットの着用徹底を呼びかける。

##### ② その他の継続的な取組

(ア) 農作業事故情報の収集・分析は、事故防止の取組を進める上で極めて重要であることから、都道府県、農機メーカーや販売店等を通じた農作業事故情報の収集を更に強化するとともに、事故分析情報を活かし農業現場での安全利用や農業機械の安全設計の促進を図る。

(イ) 農作業事故防止に向けた取組は、GAPで取り組む労働安全管理と密接に

- 関連することから、GAPの周知・実践の促進を通じた現場での改善を図る。
- (ウ) 地域毎の労災保険特別加入制度の加入状況を踏まえ、農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進を図る。

## 2. 運動期間

令和2年3月1日（日）～5月31日（日）（3か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後しても良い。

## 3. 進め方

- (1) 全国の行政機関、農機販売店、生産者団体など関係機関の参画を得て、以下の取組を一体的に推進するとともに、各機関の特性を活かし、取組方針に沿った活動を各々展開する。
- ① 各地方ブロック単位での農作業安全ブロック推進会議や、都道府県単位・地域単位での農作業安全推進会議等を開催し、地域における関係機関間の連携強化や情報共有、普及啓発方策の検討等を行う。
  - ② 農業者のみならずその家族等に対しても安全意識の向上が図られるよう、地域での事故事例や農作業安全リスクカルテ等の啓発資材を活用した「声かけ」（注意喚起）を実施するとともに、回覧板や広報誌、広報車等、様々なツールを用いて1人でも多くの農業者に所要の情報を届ける。  
また、啓発資材による注意喚起として、  
(ア) シートベルト・ヘルメットの着用を喚起する農作業安全ステッカーを全国に60万枚配布し、トラクターに貼ることを促す。  
(イ) 現場での取組を後押しするテーマごとの動画を作成し、「+（プラス）安全」（後述）等の取組での活用を図る。
  - ③ 農業者等が参加する多種多様な会議、集会、講習会、イベント等で農作業安全に係る話題を取り上げ、農業者等の安全意識の向上を図る「+（プラス）安全」の取組を実施する。
- (2) 農林水産省において、農作業安全確認運動の認知度の向上と農作業安全に対する国民意識の醸成を図るため、農作業安全ポスターコンクールを開催し、優秀な作品について表彰を実施する。
- (3) 期間終了後、参画機関は、推進会議の実施状況等取組内容の整理や参加農業者数等を把握するとともに、取組結果等を検証し、今後の活動の改善方策を検討する。

## 4. 事務局

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室（安全指導班）

担当：藤澤、小屋松      電話：03-6744-2111

# 安全フレーム、安全キャブ付きトラクターを使用し、シートベルト・ヘルメット着用を徹底しましょう！

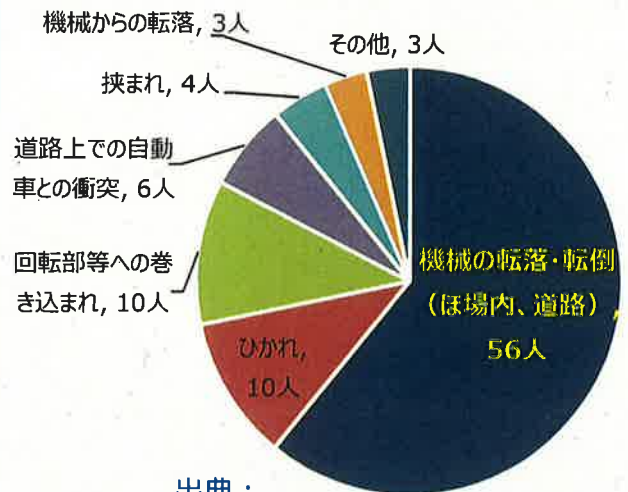
乗用型トラクターからの転倒・転落は、農作業に係る死亡事故の最大の発生要因です。

安全フレーム・キャブの無いトラクターで転倒・転落事故を起こした場合、死亡につながるケースが多くなっています。

さらに、安全フレーム・キャブのあるトラクターでもシートベルトを着用しなければ、安全域の中に身体が固定されないため、転倒した際に身体を守ることとはできません。

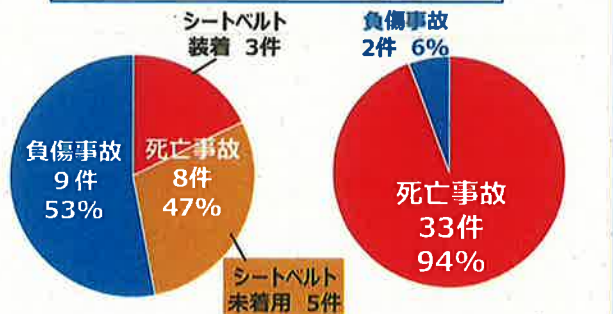


トラクター事故による原因別死亡者数



出典：農作業死亡事故調査（平成29年）

安全フレーム・キャブの有無及びシートベルト未着用による死亡割合



安全フレーム・キャブあり  
安全フレーム・キャブありの死亡事故（8件）についてみると、うち5件はシートベルト未着用（推定を含む。）

出典：都道府県事故調査（H22.4～23.3）詳細分析結果

- 安全フレーム、シートベルト等が装備されていないトラクターを所有されている場合には、安全を確保するためにも、これらの追加装備や買い換えなどの検討をお願いします！
- 乗用型トラクターの安全フレーム等の効果を発現するため、乗車時のシートベルト・ヘルメットの着用を徹底しましょう！

令和2年春の農作業安全確認運動

農林水産省





# 農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち 農業機械安全性向上対策強化事業

【令和2年度予算概算決定額 150（－）百万円の内数】

## ＜対策のポイント＞

乗用型トラクターからの転倒・転落は、農作業に係る死亡事故の最大の発生要因であり、安全フレーム・シートベルトの装備に加え、ヘルメットの着用が極めて有効。

しかしながら、旧式のトラクターでは、安全フレーム等が装備されていない機種が一定程度存在。これまで、このようなトラクターに後付けで安全フレームを装着できなかったが、今般、メーカーと連携し、後付けに対応することとしたことから、所有者に対して働きかけを行う。

このため、安全フレームの後付けを行うトラクターの所有者に対し、

- ①安全フレーム等装備以前のトラクターの利用実態、所有者の安全意識等の実態把握、
- ②安全フレーム装備前後の安全意識変化 等

を調査し、農業者に安全フレーム付きトラクターの導入、ヘルメットの着用を促すための効果的な方策について検討を行う。

## ＜事業の内容＞

### 1. アンケート調査の実施

- ①安全フレーム等未装備トラクターの利用形態調査
  - ・トラクターの利用様態、現場の様態（危険箇所の有無）
  - ・安全対策の取組状況（整備・点検実施の状況、環境改善の実施状況）等
- ②安全フレーム等の後付けに関する認識調査
  - ・安全フレームへの認識、未整備の理由
  - ・フレーム等装備後の安全意識の変化
  - ・ヘルメット着用の上デモ走行の実施 等

### 2. 現地ヒアリング調査の実施

- ①ヒヤリハット経験、危険箇所等の詳細調査

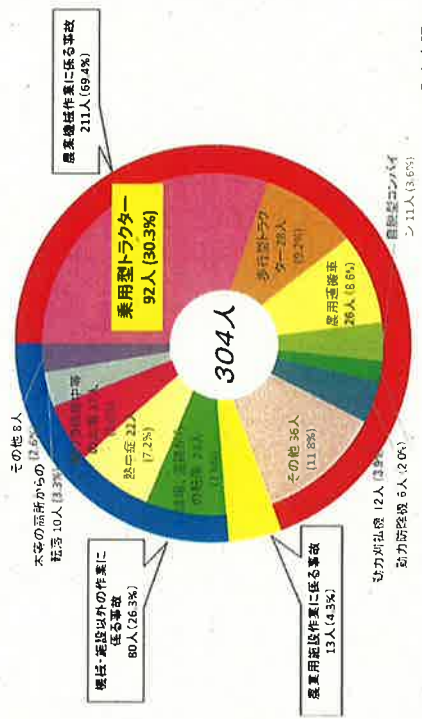
### 3. 安全フレーム装着のために有効な推進方策の検討

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 【要因別の農作業死亡事故発生状況 （平成29年）】



【乗用型トラクター事故の主な原因】  
 ・区間、通路での転倒・転落（下敷き）56人  
 ・作業機（回転部）への巻き込まれ 10人  
 ・ひかれ 10人 等





# 農作業機付き農耕トラクタの公道走行について

## ガイドブック

農作業機を直接装着した農耕トラクタの公道走行が可能になりました

今般、農作業機を装着した農耕トラクタによる公道走行にあたっての取扱いを明確にするため、地方運輸局から「道路運送車両の保安基準第55条」に基づく基準緩和認定について公示が行われました。

これにより、農耕トラクタの使用者が公示された基準緩和認定の条件や制限事項を遵守することにより、農作業機を農耕トラクタに装着したままでも公道走行が可能となります。

このガイドブックは、公示内容の主なチェックポイントや必要な対応等について解説を加え、農耕トラクタを使用される関係者のみなさんの理解を深めていただくことを目的として取りまとめたものです。

### 主なチェックポイント

- その1 灯火器類の確認
- その2 車両幅の確認
- その3 安定性の確認
- その4 免許の確認

 国土交通省

農林水産省

(一社) 日本農業機械工業会

# 公道走行にあたってのチェックポイント

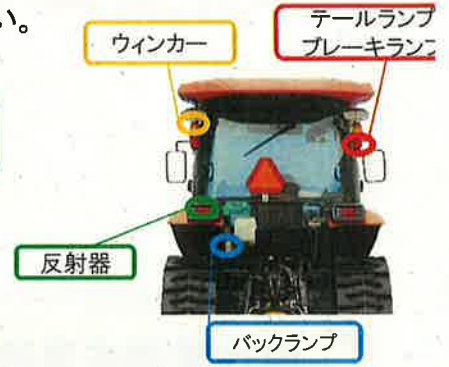
農作業機(ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの(けん引タイプではない)であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のものを農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

## ☑ チェックその1(灯火器類の確認)

農作業機を装着しても、灯火器類(方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯)が他の交通から確認できることが必要です。

農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



### ① 確認できない(見えない)場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要\*があります。


※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の農耕トラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯については取付義務がないので、作業機を装着した場合でも設置の必要はありません(その場合でも、前照灯、方向指示器は装着義務があるため、設置する必要があります)。

灯火器類が確認できない<例>

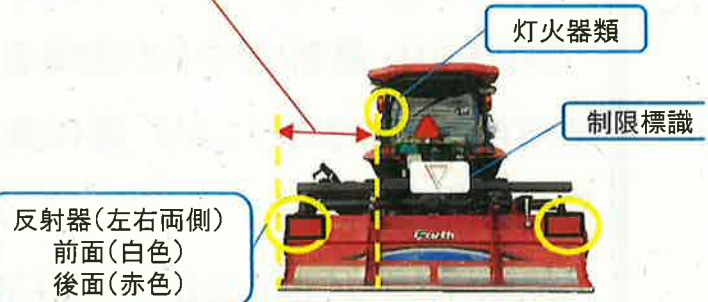


新たに各種灯火器類を設置

### ② 確認できる(見える)場合でも必要な対応

- ① 灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側(農作業機の端)から40cmを超える場合は、作業機の両端に反射器(前面白色、後面赤色)を設置する必要があります。
- ② 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識  を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

元からある灯火器類が最外側から40cm以内でない<例>



※道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取り付け位置は以下のように定められています。

前照灯(ヘッドライト)	: 最外側から40cm以内(可能な限り)、高さは50cm(可能な限り)以上120cm(可能な限り)以下(夜間に前方50m先の障害物を確認できること)
車幅灯(ポジションランプ)	: 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下(夜間に前方300mから確認できること)
尾灯(テールランプ)	: 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下(夜間に後方300mから確認できること)
後部反射器	: 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下(夜間に後方150mから確認できること)
制動灯(ブレーキランプ)	: 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下(昼間に後方100mから確認できること)
後退灯(バックランプ)	: 高さは地上25cm以上120cm(可能な限り)以下(昼間に後方100mから確認できること)
方向指示器(ウィンカー)	: 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下(昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること)

## ☑ チェックその2(車両幅の確認)

① 農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、車両の幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

### ○ 幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

機体左側に後写鏡(サイドミラー)を設置する必要があります。

※道路運送車両の保安基準により、以下のように定められています。  
幅が1.7mを超える場合、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び左外側線付近を確認できること。

左側後写鏡



幅1.7m超え

- ② 農耕トラクタ単体の大きさを含め、農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。  
幅が2.5mを超えている場合には、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。

### ○ 幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得る必要があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 車両の最外側が分かるよう、外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。
- ③ 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

※道路運送車両法の保安基準により、車両の幅は2.5m以内と定められています。  
道路法においても、車両の幅は2.5m以内と定められています。

灯火器(左右  
両側)  
前面(白色)  
後面(赤色)

反射器  
後面(赤色)

外側表示板(前面及び後面の左右両側)



▽車幅表示

### ☑ チェックその3(安定性の確認)

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性(傾斜角度)が変わるため、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。その場合は、**運行速度15km/h以下**で走行しなければなりません。

### ○ 安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと作業機の組合せによる安定性の確認結果については、(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の走行制限はありません。

### ○ 安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

速度制限表示



### ☑ チェックその4(免許の確認)

小型特殊・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)を満たす必要があります。このため、農作業機を装着することにより、この寸法を超える場合には、これまでどおり大型特殊免許が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えても大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



小型特殊・普通免許で運転可能

作業機装着後



大型特殊免許で運転可能

## よくある質問

**Q 各種灯火器類が見えるかどうかや安定性の確認はどうすれば良いでしょうか。**

**A** 灯火器類については、保安基準に基づき、前方・後方から見て確認できるかどうかで判断します。安定性については、日農工のホームページで確認できます。また、いずれも、お近くの農機販売店においても確認できます。

**Q 新たな各種灯火器類はどこに行けば取り付けてもらえますか**

**A** 各農機メーカーでは、公道走行に向けた各種灯火器類を販売します。詳細は各農機販売店にお問い合わせください。

**Q 被けん引タイプの作業機を装着しても公道走行できますか**

**A** 2019年10月時点では被けん引タイプは対象外です。なお、今後関係法令の見直しを図って行く予定です。

**Q 大型特殊免許はどうしたら取得できるでしょうか**

**A** 農作業機を装着することで、全長4.7m、全幅1.7m、作業機の高さ2.0mを超える場合があります。公道走行の際は、道路交通法により、大型特殊免許が必要となります。新たに取得する場合、各免許センター、農業大学校等にご相談ください。

## 担当部署

国土交通省自動車局技術政策課

☎ 03-5253-8111

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室

☎ 03-6744-2111

(一社)日本農業機械工業会

☎ 03-3433-0415



農水省

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/kodosoko.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)

<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>



日農工

## 作業機をけん引するトラクターの公道走行の 運用見直し（規制緩和）について

作業機付きトラクターの公道走行に向けた規制緩和については、規制改革推進会議の答申を受け、国土交通省、警察庁、農林水産省が連携し、その検討を進めてきたところです。

- ① 作業機のうち、車輪がついておらず、トラクターに直接装着するタイプの「直装式」作業機については、2019年4月に国交省において制度改正が行われ、一定の条件の下で公道走行が可能になっています。
- ② 車輪がついているタイプの「けん引式」作業機については、2019年12月に国交省において告示改正等が行われ、公道走行に必要な条件が明確にされ、公道走行が可能となりました。

### <ご参考>

「けん引式」作業機をつけたトラクターの公道走行のために必要な条件（例）

- 作業機でランプ類が見えなくなる場合はランプ類を増設する
  - 安全のため原則時速 15km 以下で走行する 等
- ※ 「直装型」作業機の場合と概ね同じ対応

### 作業機の例

- ① 「直装型」作業機  
(既に公道走行可能)



ブロードキャスター

- ② 「けん引型」作業機  
(今回公道走行可能となった)



ロールベラー

生産局 技術普及課 生産資材対策室  
小川、佐野 03-6744-2111





令和元年12月25日  
自動車局技術政策課

## トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの 公道走行を可能にします。

～国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定等について～

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行が可能となるよう、これまで車両としての位置付けが明確でなかった、トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定する等、所要の法令の整備を行います。

### 1. 背景

農業の生産性の向上の観点から、農耕トラクタが農作業機をけん引したままで公道を走行できるよう農業者から要請されています。また、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」（令和元年6月6日規制改革推進会議）においても、安全性の確保を前提とした上で公道走行が可能となる枠組みを早急に行う必要性について取りまとめられました。これらを踏まえ、今般、以下の告示等の改正等を行います。

### 2. 改正告示・通達

- (1) 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定
- (2) 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日自技第35号）の一部改正
- (3) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）の一部改正
- (4) 「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」（平成15年9月26日国土交通省告示第1320号）の一部改正

### 3. 改正概要（上記2.（1）～（4）に関し、それぞれ以下の改正等を行います。）

- (1) トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として、道路運送車両法施行規則別表第一における、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定します。
- (2) 農耕作業用トレーラの判断基準として構造要件を規定します。
- (3) 農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの基準緩和の取扱いを規定します。
- (4) 農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引したままで、公道の走行が可能となるよう、制動装置等の基準について緩和できることとします。（詳細は別紙をご覧ください。）

### 4. 施行日

令和元年12月25日（各運輸局の基準緩和認定は来月を予定。）

なお、本年11月8日から12月7日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、e-govのホームページにて公表しています。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190929&Mode=3>

＜お問い合わせ先＞ 自動車局技術政策課 吉池、市川  
電話：03-5253-8111（内線42216、42259）  
直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

# 農耕作業用トラレーラの大臣指定等について（令和元年12月25日）

## 1. 農耕作業用トラレーラに適用される関係法令等について

### (1) 自動車の種別

- ・トラレータイプの農作業機を「農耕作業用トラレーラ」とし、道路運送車両法施行規則別表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定した。これにより、自動車の種別は大型特殊自動車又は小型特殊自動車とされる。

### (2) 農耕作業用トラレーラの判断基準

- ・農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車とした。

### (3) 適用される保安基準

- ・大型特殊自動車又は小型特殊自動車の保安基準が適用される。

### (4) 保安基準緩和について

- ・(3)のうち、適用することが困難とされる基準については、使用者に対する条件又は制限を付した上で、緩和が可能となるよう措置する。

### トラレータイプ農作業機の例



マニユアスプレッダ  
(堆肥散布機)  
※(株)デリカHPより引用



スプレーヤ  
(薬剤散布機)  
※(株)やまびこHPより引用

## 2. 保安基準緩和の主な内容について

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの通行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トラレーラの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 (保安基準により前部反射器(白色)、後部反射器(赤色)正立正三角形)、方向指示器が必要)

# 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (産地生産基盤パワーアップ事業)

【令和元年度補正予算額 34,750百万円の内数】

## ＜対策のポイント＞

農業機械に係る事故の発生を防止するため、農業機械の安全取扱技術向上研修会等の取組を支援します。

## ＜政策目標＞

農作業事故による死亡者数を15%減少 [令和5年(平成30年比)]

## ＜事業の内容＞

- 農業大学校等が農業機械の安全取扱技術向上研修会（農機の走行等の取扱の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得、大型特殊免許（農耕車限定）・けん引免許（農耕車限定）の取得等）を開催する取組を支援します。

〔産地生産基盤パワーアップ事業のうち「生産基盤強化対策」において実施。〕

農作業中の死亡事故のうち  
農業機械作業に係るもの



## ＜事業の流れ＞



農業大学校等

産地パワーアップ計画を県域等で策定



農業機械の安全取扱技術向上研修会の開催

- ・研修会開催の周知
- ・農機の走行等の取扱技術の習得
- ・道路運送車両法等の関係法令の知識
- ・大型特殊免許（農耕車限定）・けん引免許（農耕車限定）の取得 等



※ 支援内容については、今後変更があり得る



# GAP拡大の推進（認証取得支援関係）

【令和2年度予算概算決定額 139百万円の内数】  
 （令和元年度補正予算額 100百万円の内数）

## ＜背景＞

GAP認証の取得は、販売戦略、取引先からの要請等に基づき、農業者が判断することが基本。

GAP認証農産物を取り扱う意向を有する事業者が増加傾向にあるなど、農業者自らの経営判断で認証取得する環境が整いつつある中、農業者にとってメリットの大きい団体認証の取得推進や、将来の農業を担う人材の育成、輸出拡大などの目的に応じた認証取得を推進。

## ＜政策目標＞

○ ほぼ全ての国内の産地で国際水準GAPを実施 [令和12年度まで]

## ＜事業の内容＞

### 1. 持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業

（1）国際水準GAP普及推進交付金（新規） 92（-）百万円の内数

- 農業教育機関によるGAP認証の新規取得及び維持・更新を、都道府県向け交付金により支援します。

### （2）団体認証の取得推進による

産地全体のリスク低減実証（新規） 47（-）百万円

- JA等の産地によるGAPの団体認証取得等を通じて、農作業事故等の産地リスクの低減効果を分析評価し、実証する取組を支援します。

### 2. グローバル産地づくり緊急対策事業（令和元年度補正予算）のうち

有機JAS認証、GAP認証取得等支援 100百万円の内数

- 輸出に取り組む農業者によるGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP）の新規取得や輸出向け商談等の取組を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業のイメージ＞

1 (1) 農業教育機関の認証取得（新規及び更新）に対する支援



1 (2) JA等による団体認証を通じた産地リスクの低減



2 輸出に取り組む農業者の認証取得等に対する支援



認証取得、商談の実施等により海外との取引先確保



# 農作業安全の推進

【令和2年度予算概算決定額 29 (30) 百万円】  
 【(関連事業) 令和2年度予算概算決定額150 (-) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、高齢農業者等への安全指導や都道府県段階での農作業安全対策の活性化に向けた支援を行います。

## <政策目標>

農作業事故による死亡者数を15%減少 [令和5年 (平成30年比)]

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進 29 (30) 百万円

### 1. 高齢農業者へのきめ細やかな安全指導

#### ① 安全意識等の自己チェックを通じた啓発

農業者が集まる様々な機会を捉え、農業者の身体機能 (反応速度等) 測定や安全意識の確認を行うことで、注意と対策を促す取組を支援します。

#### ② 農業機械の点検を通じた指導

農業者が所有する農業機械の点検による安全指導の取組を支援します。

#### ③ 記録映像を用いた農業機械の運転操作等に関する指導

農業者や農業機械に装着したカメラ等の運転記録映像を用いた安全指導の取組を支援します。

#### ④ 指導の担い手に対する研修・情報提供

上記①～③及び②の取組を効果的に行うため、労働安全の専門家等、指導の担い手となる方々に事故情報等に係る研修・情報提供を行う取組を支援します。

### 2. 農業法人への労働安全に関する指導

大型農業機械の操作・点検に関する指導や作業現場の改善指導等、農業法人向けの研修の取組を支援します。

### 3. 農作業安全に係る都道府県推進組織の取組の活性化に向けた支援

農作業安全に係る都道府県段階の推進組織が事故情報の分析を行う場合、専門家の謝金や分析結果を基にした啓発資料の作成等に係る経費を支援します。

(関連事業) 農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業  
 150 (-) 百万円の内数

### <1. ①>



公開されたソフト等を用い  
 農業者の身体機能や  
 安全意識等を確認

### <1. ②>



農業機械の専門家が  
 農業者所有の機械を  
 点検

### <1. ③>



農業者や農業機械  
 に装着したカメラ等で  
 運転映像を記録

## <事業の流れ>



○ 農業者における労働災害の防止対策の強化を図るため、農作業事故の発生要因等の調査・分析を進めます。

